

東小学校適正規模地区委員会だより

東小学校 適正規模地区委員会

平成 22 年 4 月 1 日 No.6

東小学校適正規模地区委員会では、平成 20 年 11 月から東小学校の適正規模化について検討協議を進めてまいりました。このたびその検討結果を下記のように「報告書」としてまとめ、3月23日(火)に市教育委員会あて提出しましたのでお知らせいたします。

平成 22 年 3 月 23 日

前橋市教育委員会
教育長 佐藤 博之 様

東小学校適正規模地区委員会
委員長 阿部 智和



東小学校適正規模地区委員会の検討結果について (報告)

◇ はじめに

当委員会は、「前橋市立小中学校の適正規模・適正配置基本方針」(平成 20 年 8 月 19 日)を受け平成 20 年 11 月 27 日に第 1 回の委員会を開催いたしました。以来、「子どもたちの望ましい教育環境の整備を図る」という観点から、東小学校の適正規模化について検討してまいりました。

検討に際しては、各委員が関係する団体の意見を反映して協議するよう配慮するとともに、会議終了後に会議の協議内容の概要を「地区委員会だより」としてまとめ、保護者・地域の方々にお知らせしてきました。さらに「地区委員会だより」の内容等について広くご意見をいただけるよう呼びかけ、保護者並びに地域住民との合意形成を図ることができるよう検討を進めてきました。

こうした経緯を踏まえ、これまで 6 回の委員会を開催し、当委員会の考え方がまとまりましたので、報告いたします。

記

1 東小学校の適正規模化について

○ 基本的な考え方

児童の学習環境を整備するという視点に立って、本委員会では東小学校の適正規模化については以下のように考えることが望ましいとの結論を得ました。

(1) 前橋市立小中学校適正規模・適正配置基本方針には、「箱田町の一部及び後家町について通学区の見直しを図る」と示されているが、このことにより、自治会の活動に影響を与えることや通学距離に変更(負担増)が生じることなどが懸念されることから、基本方針に示された通学区の見直しは行わないことが望ましい。

(2) 東小学校の今後の児童数の推移を見据え、東小学校の大規模校化にかかわる課題に対応するためには、2に示す現状への早急な対応と中長期的な視点に立った対応を考えるべきである。

なお、現時点では、現有の施設・校地を活用しつつ、教育環境の改善を図ることが望ましいと考えられる。

2 東小学校の望ましい教育環境整備の在り方

(1) 現状の東小学校の学習環境への対応について

東小学校には、大規模校化に伴い早急に対応していく課題が認められる。その解決に向け次のような学習環境の整備を図ることを望むものである。

- ① 特に高学年の理科指導において、理科室を活用した実験・観察の授業をする場が保障されない状況にあるために、学校からの強い要望も踏まえ、現有施設内に第2理科室を増設する。
- ② 少人数の指導を行える教室が現有施設で3教室確保できない状況が予想される場合には、現有の校地内に教室等を増築することで普通教室及び少人数の指導を行う教室が確保できるようにする。
- ③ 前橋市においては、H23年度に学校選択制が廃止されるが、東小学校については、希望する保護者について、東小学校の校区から大利根小学校への通学を認めることについても前橋市教育委員会に要望するものである。

(2) 中・長期的な展望に立った東小学校の在り方について

東地区においては、今後、住宅戸数の増加とそれに伴う児童・生徒数の増加が見込まれるところである。しかし、その変動の様相が予測できない現段階においては、以下に示す中・長期的な展望も視野に入れた対応策が必要であると考えます。

- ① 現有校地以外に適切な土地が生じた場合には、その土地を校地とし、その校地に新たな学校施設を追加し、児童数の増加に対応できるようにする。
- ② 今後予想される児童数の推移等の状況に応じて、東地区の大利根小学校区・新田小学校区の保護者及び住民の意向も踏まえたうえで、東地域全体として通学区の見直しについても検討する。
- ③ 今後の児童数の推移を見通して、必要に応じて、東地区に新設校を設立することも視野に入れる。

◇ おわりに

当委員会では、上記のような検討結果を報告書としてまとめましたが、東小学校の平成22年度の児童数は、858名（平成22年2月現在）となっており、基本方針で示された適正規模の基準を上回る大規模校となっています。

このような状況を鑑み、前橋市教育委員会においては、今後も、継続的に東小学校のよりよい教育環境の整備についてご尽力いただくことを切望いたします。

この報告書の提出をもって、東小学校適正規模地区委員会は解散することとなりますことを合わせてご報告いたします。

なお、東小学校保護者の皆様には、学校を通して、3月24日に配付させていただきましたのでご了承ください。また、たよりの配付時期等につきましては、3月10日の自治会長会議において東地区の自治会長さん方に、ご説明いたしました。

「委員会だより」は後日ホームページ上にも掲載いたします
(<http://www.city.maebashi.gunma.jp/kbn/15400073/15400073.html>)
問い合わせ先：前橋市教育委員会学校教育課教育企画係(適正規模地区委員会事務局)
電話：027-898-5865(直通) FAX：027-221-3418